

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和五十三年三月一日

宮城県規則第七号

改正 昭和五四年二月六日規則第六号

昭和六〇年九月二八日規則第四八号

昭和六三年五月三十一日規則第二五号

平成元年三月二七日規則第二〇号

平成四年七月四日規則第五四号

平成一〇年七月三日規則第五五号

平成一二年三月三十一日規則第七六号

平成一二年一〇月一七日規則第一八八号

平成一三年三月三〇日規則第五三号

平成一五年一〇月一六日規則第九七号

平成一六年三月三十一日規則第五九号

平成一七年一月一日規則第三号

平成一八年九月二九日規則第九三号

平成一九年三月三〇日規則第五四号

平成二三年三月三十一日規則第三七号

平成二四年七月一三日規則第六六号

平成二五年一二月二七日規則第八一号

平成二七年三月三十一日規則第四三号

平成二七年八月六日規則第七七号

平成二九年九月二六日規則第五〇号

令和元年一二月二四日規則第八五号

令和二年十二月一日規則第五百号

令和三年八月十七日規則第二百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年宮城県規則第二十五号）の  
全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第四十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平四規則五四・平一二規則七六・一部改正）

（申請書等の様式）

第二条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第八条第二項の申請書 様式第一号
- 二 法第八条第一項及び法第九条第一項の許可証 様式第二号
- 三 法第九条の二の四第一項の認定証 様式第二号の二
- 四 法第九条の三第一項の届出書 様式第三号
- 五 法第九条の三の三第一項の届出書 様式第三号の二
- 六 政令第十七条第一項の申請書 様式第四号
- 七 政令第十九条の登録証明書 様式第五号
- 八 省令第四条の四第一項の申請書 様式第六号
- 九 省令第四条の四の二の申請書 様式第六号の二
- 十 省令第四条の四の四の通知書 様式第六号の三
- 十一 省令第四条の十七の報告書 様式第七号
- 十二 省令第五条の三第一項の申請書 様式第八号
- 十三 省令第五条の四の二第一項及び省令第五条の九の二第一項（省令第五条の十の十二において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書 様式第九号
- 十四 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第一項の届出書 様式第十号
- 十五 省令第五条の五の二第一項及び省令第五条の十の二第一項の申請書 様式第十一号
- 十六 省令第五条の五の二の二第一項及び省令第五条の十の二の二第一項の申請書 様式第十一号の二
- 十七 省令第五条の五の三、省令第五条の五の三の二、省令第十条の十の三、省令第十条の十の三の二、省令第十条の二十四、省令第十条の二十四の二、省令第十二条の十一の三、および省令第十二条の十一の三の二の届出書 様式第十一号の三

- 十八 省令第五条の五の五第一項の申請書 様式第十一号の四
- 十九 省令第五条の五の十第一項の届出書 様式第十一号の五
- 二十 省令第五条の五の十一第一項の報告書 様式第十一号の六
- 二十一 省令第五条の八第一項（省令第五条の十の十において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書 様式第十二号
- 二十二 省令第五条の十一第一項の申請書 様式第十三号
- 二十三 省令第五条の十二第一項の申請書 様式第十四号
- 二十四 省令第六条第一項の届出書 様式第十五号
- 二十五 省令第十二条の七の十七第二項の届出書 様式第十五号の二
- 二十六 省令第十二条の七の十七第四項の受理書 様式第十五号の三
- 二十七 省令第十二条の七の十七第五項の届出書 様式第十五号の四
- 二十八 条例第四条第一項の届出書 様式第十六号
- 二十九 条例第五条の届出書 様式第十七号
- 三十 条例第六条第一項の申請書 様式第十八号
- 三十一 条例第六条第三項の指定証 様式第十九号
- 三十二 条例第七条第二項の申請書 様式第二十号
- 三十三 条例第八条第二項の届出書 様式第二十一号
- 三十四 条例第九条第二項の届出書 様式第二十二号

（平一二規則七六・全改、平一二規則一八八・平一五規則九七・平一六規則五九・平一八規則九三・平二三規則三七・平二七規則七七・平二九規則五〇・令元規則第八五・令二規則第百五・一部改正）

（再生利用業者の指定の基準）

第三条 知事は、条例第六条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合しているときに限り、指定を行うものとする。

- 一 処理対象となる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）が再生利用されることが確実であると認められるものであること。
- 二 当該事業について、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると認められること。
- 三 対象産業廃棄物の排出事業者のみから直接にその収集若しくは運搬（以下「収集運搬」という。）又は再生の委託を受けること。
- 四 対象産業廃棄物の収集運搬又は再生について排出事業者との取引関係が確認でき、

かつ、その取引関係に継続性が認められること。

五 排出事業者から対象産業廃棄物の収集運搬又は再生に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、対象産業廃棄物の収集運搬又は再生が営利を目的としないこと。

六 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

七 当該事業について、生活環境の保全上支障が生じないこと。

八 対象産業廃棄物の収集運搬を行う者にあつては、次の基準のすべてに適合すること。

イ 事業の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条各号に掲げる基準に適合すること。

ロ 対象産業廃棄物の運搬先が、再生利用業者の指定を受けて再生を行う者又はこれに準ずると認められる者であること。

九 対象産業廃棄物の再生を行う者にあつては、次の基準のすべてに適合すること。

イ 事業の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条の五第一号に掲げる基準に適合すること。

ロ 対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。

ハ 再生に伴つて生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

(平一二規則七六・全改、平一二規則一八八・平一五規則九七・一部改正)

(申請書の添付図書)

第四条 条例第六条第二項第十一号の規則で定める事項は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等（次項において「国籍等」という。）とする。

2 条例第六条第二項第十四号の図書は、次に掲げるものとする。

一 収集運搬又は再生に要する費用、その積算根拠等を示した書類

二 収集運搬又は再生に関し排出事業者から受け取る料金の単価等を示した書類

三 再生品の価格、需要の見込み等を示した書類

四 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類

五 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のな

した出資の金額を記載した書類並びに当該株主又は者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類又は商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書

六 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

七 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

八 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類

九 申請者が法人である場合にあつては、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類

十 申請者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類

（平一二規則七六・全改、平一二規則一八八・平一五規則九七・平一七規則三・平二四規則六六・令元規則八五・一部改正）

（再生利用業者の指定の表示）

第五条 条例第十一条の規定による表示は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 移動式の施設 様式第二十三号

二 施設（移動式のものを除く。）、事務所又は事業場 様式第二十四号

（平一二規則七六・全改、平一二規則一八八・一部改正）

（再生利用業者の指定取消しの基準）

第六条 条例第十二条第二号の規則で定める基準は、政令第六条第一項第一号及び第二号に掲げるもの並びに第三条各号に掲げるものとする。

(平一二規則七六・全改、平一五規則九七・一部改正)

(報告の徴収)

第六条の二 法第十八条第一項の規定に基づき、その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、様式第二十五号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 法第十八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、様式第二十六号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 法第十八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、様式第二十七号による報告書を知事に提出しなければならない。

(平一三規則五三・追加、平一五規則九七・平一九規則五四・平二五規則八一・一部改正)

(電子情報処理組織による報告書等の提出に対する措置)

第六条の三 知事は、前条各項並びに法第十二条第九項及び第十項、法第十二条の二十項及び第十一項並びに法第十二条の三第七項の規定による報告書等の提出が電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行われたときは、当該報告書等の提出を行つた者に対し、電子情報処理組織を使用して当該報告書等の提出があつたことを確認した書面を提供するものとする。

(平二五規則八一・追加)

(申請書等の提出部数等)

第七条 法、政令、省令又は条例の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる部数を、施設又は主たる事務所若しくは事業場の所在地を所管する保健所に提出するものとする。ただし、主たる事務所又は事業場が仙台市の区域又は県外のみにある場合は、この限りでない。

- 一 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（法第十五条第四項に規定するものに限る。）に係るもの 正本及び副本各一部
- 二 産業廃棄物処理施設（法第十五条第四項に規定するものを除く。）に係るもの 正本一部
- 三 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設及び熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係るもの 正本及び副本各一部
- 四 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の保管に係るもの 正本一部
- 五 特別管理産業廃棄物の保管に係るもの 正本一部
- 六 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に係るもの 正本及び副本各一部
- 七 産業廃棄物管理票交付者に係るもの 正本及び副本各一部
- 八 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係るもの 正本一部
- 九 廃棄物再生事業者に係るもの 正本及び副本各一部
- 十 再生利用業者に係るもの 正本及び副本各一部

（平一二規則七六・全改、平二三規則三七・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		
宮城県知事 殿	年 月 日	
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
※許 可 の 年 月 日	年 月 日	
※許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事 務 処 理 欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状，放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分の方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第2号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設 <sup>設置</sup> 許可証 変更 <sup>変更</sup>			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <sup>第8条第1項</sup> の規定により、 <sup>第9条第1項</sup> 設置の許可を受けた 一般廃棄物処理施設であることを証する。			
宮城県知事			印
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び 処理する 一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第2号の2(第2条関係)

<p>熱回収施設設置者認定証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 印</p>	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出ること。</p> <p>2 毎年6月30日までに、前年度に係る熱回収報告書を提出すること。</p>

一般廃棄物処理施設設置届出書 年 月 日 宮城県知事 殿 届出者 名 称 代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状, 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分      委 託 処 分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分の方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自 家 処 分      委 託 処 分
	処 分 方 法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

一般廃棄物処理施設設置届出書		
宮城県知事	殿	
	年 月 日	
	届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。  
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。  
4 △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図  
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。  
8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第3号の3(第2条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
宮城県知事	殿
	年 月 日
	届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、関係書類を添えて届けます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 残余の埋立容量 $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が水銀処理物を処理する場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
※受 理 年 月 日	
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類 イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類 ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類 ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類	

様式第 4 号(第 2 条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書						
宮城県知事 殿						年 月 日
<p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>						
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>						
事務所所在地						
事業場所在地						
事業の内容						
事業の用に供する施設	種 類	数 量	設 置 場 所	処理能力	処理方式	構 造 及 び 概 要
運 搬 施 設						
経理的基礎に関する資料						
事業開始(予定)年月日		年 月 日				

様式第5号(第2条関係)

<p>廃棄物再生事業者登録証明書</p>	
<p>住所</p>	
<p>氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>宮城県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	
<p>登録番号</p>	<p>第 号</p>
<p>登録年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>事務所所在地</p>	
<p>事業場所在地</p>	
<p>事業の内容 (取扱種類)</p>	
<p>(備考)</p>	

様式第6号(第2条関係)

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

様式第6号の2(第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
宮城県知事	殿
	年 月 日
	申請者
	住 所
	氏 名
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第6号の3(第2条関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
宮城県知事 印	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	



<p>一般廃棄物処理施設変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日		年 月 日		
許可番号				
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前	
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	
	面積	$m^2$	面積	$m^2$
	埋立容量	$m^3$	埋立容量	$m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変更の理由				
着工予定年月日		年 月 日		
使用開始予定年月日		年 月 日		
※許可の年月日		年 月 日		
※許可番号				
※事務処理欄				



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更ある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
宮城県知事 殿			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項又は同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名 称	住 所	
	(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。), 株主, 出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 所 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	

(裏面)

※事 務 処 理 欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※欄は記入しないこと。</li><li>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</li><li>4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li></ol>	

様式第 10 号(第 2 条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名  電話番号
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ  m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。), 数量及び性状	種 類	数 量(m <sup>3</sup> )	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

様式第 11 号(第 2 条関係)

(表面)

<p>一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条第 5 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準 用する場合を含む。) 第 9 条の 2 の 3 第 2 項 の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、 関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数量(m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>※の欄は記入しないこと。</li><li>地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府令・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li><li>保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</li><li>覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</li></ol>	

様式第11号の2(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場 第9条の2の3第2項 を含む。)	の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及 び図面を添えて申請します。
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号	
埋め立てた水銀処理物の数量(m <sup>3</sup> )	
埋立地の面積及び埋立ての 深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する 措置の内容	
火災の発生の防止に関する 措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発 生の防止に関する措置の内 容	
地下水等の水質の状況	

(裏面)

	厚さ(cm)	材料	強度
基準命令第1条の2第2項第4号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度			
基準命令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容			
※ 事務処理欄			
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 基準命令とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府令・厚生省令第1号)をいう。			

様式第11号の3(第2条関係)

(表面)

欠格要件該当届出書 年 月 日	
宮城県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可について、次のとおり欠格要件に該当する	
第9条第6項又は第7項 第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項 第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項 第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項又は第7項	の規定
に至つたので、同法 により届け出ます。	
処理施設の設置の場所	
処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
該当するに至つた欠格要件	
欠格要件に該当するに至つた具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	
※事務処理欄	

様式第11号の3(第2条関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時。熱交換器が複数ある場合は、それぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
なお、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造を示す図並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第11号の4(第2条関係)

熱回収施設休廃止等届出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年 月 日
廃止し、若しくは休止し、又は再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)
	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理 由
	年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

様式第11号の5(第2条関係)

熱回収報告書	
宮城県知事	年 月 日
殿	報告者
	住 所
	氏 名
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
省令第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
			年 月 日
宮城県知事 殿			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項(同法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

(裏面)

※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないこと。</li><li>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</li><li>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li><li>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</li><li>(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</li><li>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</li><li>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値</li></ol></li><li>4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li></ol>	

<p>一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書 借受け</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
宮城県知事 殿	申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電 話 番 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
1 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
2 一般廃棄物処理施設の種類	
3 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
4 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
5 合併又は分割の方法及び条件	
6 合併又は分割の理由	
7 合併又は分割の時期	
※認 可 の 年 月 日	年 月 日
※認 可 番 号	
※事 務 処 理 欄	







様式第15号(第2条関係)

(表面)

<p>相 続 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※事務処理欄			

様式第15号の2(第2条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日( )$ 時間 $t/日( )$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 残余の埋立容量 $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が水銀処理物を処理する最終処分場である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
※受 理 年 月 日	
※事 務 処 理 欄	
備考	
1 ※欄は記入しないこと。 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類 イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類 ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類 ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類	

様式第15号の3(第2条関係)

受 理 書	
第 年 月 日 号	
住所 氏名 殿 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
宮城県知事 印	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を次のとおり受理しました。	
受 理 年 月 日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が水銀処理物を処理する最終処分場である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

様式第15号の4(第2条関係)

一般廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設に係る変更等届出書			
宮城県知事		殿	
		年 月 日	
		届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出に係る { 事項に変更があつた } ので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が水銀処理物を処理する最終処分場である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨)			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の場合	変 更 事 項	新	旧
	産業廃棄物処理施設の種類		
	処理する産業廃棄物の種類		
廃止の場合	一般廃棄物の処理の事業の廃止理由		
	一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日	年 月 日	
※事 務 処 理 欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 この届出書には、省令第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を添付すること。 3 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。			

様式第16号(第2条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書					
年 月 日					
宮城県知事 殿					
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。					
登 録 番 号	第 号				
変 更 年 月 日	年 月 日				
変 更 事 項					
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	変 更 前	変 更 後		
変 更 前	変 更 後				
変 更 理 由					

様式第17号(第2条関係)

廃棄物再生事業場廃止(休止・再開)届出書 年 月 日	
宮城県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業場を 廃止(休止・再開)したので、次のとおり届け出ます。	
登 録 番 号	第 号
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日
廃 止 ( 休 止 ・ 再 開 ) 事 業 場	事業場所在地 事業の内容 (取扱種類)
廃止(休止・再開)理由	
休 止 期 間	年 月 日～ 年 月 日
(備考)	

様式第18号(第2条関係)

再生利用業者指定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第6条第1項の規定により、廃棄物再生利用業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	収集運搬又は再生の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
	事業の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	収集運搬の場合、運搬先の氏名又は名称及び所在地	
	再生の場合、収集運搬を行う者の氏名又は名称及び所在地	
	再生品の利用方法	
事業開始予定年月日		

担当者名	
連絡先	電話

様式第19号(第2条関係)

宮城県( )指令第 号

再生利用業者指定証

住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定を受けたものであることを証する。

年 月 日

宮城県知事 印

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
  - (1) 収集運搬又は再生の別
  - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法

様式第20号(第2条関係)

再生利用者変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第7条第1項の規定により、再生利用業者の  
指 定 に 係 る 事 業 範 囲 の 変 更 の 承 認 を 受 け たい の で、 次 の と お り 申 請 し ます。  
再 生 利 用 の 方 法

指 定 年 月 日			
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	収集運搬業又は処分業の別	変 更 前	
		変 更 後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変 更 前	
		変 更 後	
	再 生 利 用 の 方 法	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更後の再生利用に係る取引関係			
変 更 予 定 年 月 日			

担 当 者 名	
連 絡 先	電話

様式第21号(第2条関係)

再生利用業者変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第8条第1項の規定により、再生利用業者の指定に係る事項の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日			
指 定 番 号			
変 更 年 月 日			
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前	変 更 後	
変 更 理 由			

担 当 者 名	
連 絡 先	電話

様式第22号(第2条関係)

再生利用業者廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第9条第1項の規定により、再生利用業者の指定に係る事業の <sup>全</sup>部 <sub>一</sub>部 廃止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
全 部 <sub>一</sub> 部の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	
廃 止 理 由	

担 当 者 名	
連 絡 先	電話

様式第23号(第5条関係)

再生利用者指定標識			
再生利用業者の名称			
指 定 年 月 日		指 定 番 号	
対象産業廃棄物の種類			
再生利用の方法			
管 理 者 名		連 絡 先	

備考

- 1 材質は耐久性があり、強度が十分にあるものとする。
- 2 塗装は下地を白色、文字を黒色とする。
- 3 走行等に伴う振動によつて脱落しないようにすること。

様式第24号(第5条関係)

再生利用者指定標識			
再生利用業者の名称			
指 定 年 月 日		指 定 番 号	
収集運搬又は再生の別			
対象産業廃棄物の種類			
再生利用の方法			
管 理 者 名		連 絡 先	

備考

- 1 材質は耐久性があり，強度が十分にあるものとする事。
- 2 塗装は下地を白色，文字を黒色とする事。

様式第25号(第6条の2関係)

(表面)

産業廃棄物処理実績報告書( 年度)

年 月 日

宮城県知事

殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

(裏面)

(別紙)

事業場の所在地	氏名又は名称				実績	あり・なし		
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t又はm <sup>3</sup> )				処理後の産業廃棄物の処分量(単位 t又はm <sup>3</sup> )			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>
合 計	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>		t・m <sup>3</sup>

備考  
1 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記載すること。  
2 処理後に再生利用(有価売却)する場合は、処理方法欄には利用方法を記載し、その売却量を記載すること。

様式第26号(第6条の2関係)

(表面)  
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書( 年度)  
—収集運搬業—

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	委 託 者(排出事業者又は処理業者)			受 託 量 (単位 t 又はm <sup>3</sup> )	許 可 年 月 日	年 月 日			実 績	あり ・ なし
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委 託 者(排出事業者又は処理業者)				運 搬 先(処理業者)					
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受 託 量 (単位 t 又はm <sup>3</sup> )	許可番号	氏名又は名称	住 所	運 搬 量 (単位 t 又はm <sup>3</sup> )		
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>		
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>		
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>		
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>		
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>		

(裏面)

産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委 託 者(排出事業者又は処理業者)				運 搬 先(処理業者)			
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受 託 量 (単位 t 又はm <sup>3</sup> )	許可番号	氏名又は名称	住 所	運 搬 量 (単位 t 又はm <sup>3</sup> )
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>				t・m <sup>3</sup>

備考 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処理業者から再委託を受ける場合があること。なお、再委託である場合には再委託者の許可番号を記載すること。また、住所は、当該産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。

様式第27号(第6条の2関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書( 年度)  
 ——中間処分業・最終処分業——

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	委託者(排出事業者又は処分業者)					処 分			受 託 者(又は購入者)					
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受 託 量 (単位t 又はm <sup>3</sup> )	自社処理・ 委託・再委 託の別	処分 の 方法	処 分 量 (単位t 又はm <sup>3</sup> )	処分後量 (単位t 又はm <sup>3</sup> )	処分 場 所	許可 番 号	氏名又は 名称	住 所	委託内容 (又は利 用法)	委託量(又は 売却量)(単位 t又はm <sup>3</sup> )
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup> t・m <sup>3</sup>							t・m <sup>3</sup>

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処 分				受 託 者(又は購入者)							
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受 託 量 (単位t 又はm <sup>3</sup> )	自社処理・委託・再委託の別	処分の方法	処分量 (単位t又はm <sup>3</sup> )	処分後量 (単位t又はm <sup>3</sup> )	処分場所	許可番号	氏名又は名称	住 所	委託内容 (又は利用方法)	委託量(又は売却量) (単位t又はm <sup>3</sup> )	再生利用・委託・再委託の別
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
				t・m <sup>3</sup>			t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>						t・m <sup>3</sup>	
備考															
1 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。自社処理を行った場合は、自社処理と記載すること。															
2 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあつては委託と、処分の再委託の場合は再委託と記載すること。															
3 処分後に再生利用(有価売却)する場合は、受託者欄に購入者を記載し、利用方法と売却量を記載すること。															

附 則（昭和五四年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第四八号）

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成四年規則第五四号）

（施行期日）

1 この規則は、交付の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成一〇年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第七六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則（平成一二年規則第一八八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一三年規則第五三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一五年規則第九七号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条第四号及び第五号並びに第四条第五号の改正規定、同条第八号及び第九号の改正規定（「又は外国人登録証明書の写し」を「及び登記事項証明書」に改める部分に限る。）並びに同条第十号、第六条、第六条の二第一項、様式第十六号及び様式第十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれこの規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一七年規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、様式第十六号及び様式第十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなお効力を有することとされている改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一八年規則第九三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一九年規則第五四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第三七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（「又は保健所の支所」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成二四年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年規則第八一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則 (平成二七年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年規則第七七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年八月六日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

附 則 (平成二九年規則第五〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則 (令和元年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年規則第一二三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年九月一日から施行する。ただし、第二条第七号及び様式第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による様式第七号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関

する法律施行細則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平16規則59・平23規則37・平25規則81・令元規則85・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平25規則81・一部改正）

様式第2号の2（第2条関係）

（平23規則37・追加，平25規則81・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平25規則81・一部改正）

様式第3号の2（第2条関係）

（平27規則77・追加，令元規則85・一部改正）

様式第3号の3（第2条関係）

（平27規則77・追加，平29規則50・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

（平4規則54・全改，平12規則76・一部改正，平12規則188・旧様式第1号繰下，平25規則81・一部改正）

様式第5号（第2条関係）

（平4規則54・全改，平12規則76・一部改正，平12規則188・旧様式第2号繰下，平25規則81・平27規則43・一部改正）

様式第6号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平25規則81・一部改正）

様式第6号の2（第2条関係）

（平23規則37・追加，平25規則81・一部改正）

様式第6号の3（第2条関係）

（平23規則37・追加，平25規則81・一部改正）

様式第7号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平25規則81・一部改正，令3規則123・一部改正）

様式第8号（第2条関係）

（平12規則188・追加，平16規則59・平23規則37・平25規則81・令元規則85・一部改正）

様式第9号（第2条関係）

(平25規則81・全改, 平27規則77・一部改正)

様式第10号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平18規則93・平23規則37・平25規則81・平29規則50・一部改正)

様式第11号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平18規則93・平23規則37・平25規則81・平29規則50・一部改正)

様式第11号の2 (第2条関係)

(平29規則50・追加)

様式第11号の3 (第2条関係)

(平23規則37・追加, 平25規則81・一部改正, 平29規則50・旧様式第11号の2繰下)

様式第11号の4 (第2条関係)

(平23規則37・追加, 平25規則81・一部改正, 平29規則50・旧様式第11号の3繰下)

様式第11号の5 (第2条関係)

(平23規則37・追加, 平25規則81・一部改正, 平29規則50・旧様式第11号の4繰下)

様式第12号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平23規則37・平25規則81・平27規則77・一部改正)

様式第13号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平16規則59・平23規則37・平25規則81・令元規則85・一部改正)

様式第14号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平13規則53・平16規則59・平23規則37・平25規則81・令元規則85・一部改正)

様式第15号 (第2条関係)

(平12規則188・追加, 平16規則59・平25規則81・令元規則85・一部改正)

様式第15号の2 (第2条関係)

(平16規則59・追加, 平18規則93・平23規則37・平25規則81・平27規則77・平29規則50・一部改正)

様式第15号の3（第2条関係）

（平16規則59・追加，平18規則93・平23規則37・平25規則81・平27規則77・平29規則50・一部改正）

様式第15号の4（第2条関係）

（平16規則59・追加，平18規則93・平23規則37・平25規則81・平27規則77・平29規則50・一部改正）

様式第16号（第2条関係）

（平4規則54・全改，平12規則76・一部改正，平12規則188・旧様式第3号繰下，平15規則97・平17規則3・平25規則81・一部改正）

様式第17号（第2条関係）

（平4規則54・全改，平12規則76・一部改正，平12規則188・旧様式第4号繰下，平15規則97・平17規則3・平25規則81・一部改正）

様式第18号（第2条関係）

（平12規則76・全改，平12規則188・旧様式第5号繰下，平25規則81・一部改正）

様式第19号（第2条関係）

（平12規則76・全改，平12規則188・旧様式第6号繰下，平25規則81・平27規則43・一部改正）

様式第20号（第2条関係）

（平12規則76・全改，平12規則188・旧様式第7号繰下，平25規則81・一部改正）

様式第21号（第2条関係）

（平12規則76・全改，平12規則188・旧様式第8号繰下，平25規則81・一部改正）

様式第22号（第2条関係）

（平12規則76・追加，平12規則188・旧様式第9号繰下，平25規則81・一部改正）

様式第23号（第5条関係）

（平12規則76・追加，平12規則188・旧様式第10号繰下）

様式第24号（第5条関係）

（平12規則76・追加，平12規則188・旧様式第11号繰下）

様式第25号（第6条の2関係）

（平25規則81・全改）

様式第26号（第6条の2関係）

（平25規則81・全改）

様式第27号（第6条の2関係）

（平25規則81・全改）